



「国立がん研究センター認定がん専門相談員」
2024年度募集要項(申請区分:新規・更新)

募集期間:2023年11月20日～12月8日(必着)

<発行記録>

発行日	版	内容
2023/6/30	第1版	募集要項発行(申請:2023年12月/認定開始:2024年4月予定分)

目次 (* は前年度から変更のあった部分)

1. 本事業の主旨・めざすところ *	1
2. 本認定事業の背景・目的 *	1
3. 認定申請資格 *	2
4. 認定要件 *	3
5. 認定申請書類一覧 *	5
6. 認定申請に必要な教育研修 *	6
6.1 I群	6
6.2 II群	6
6.3 III群	8
6.4 IV群	9
6.5 V群	11
7. 認定申請受付期間 *	13
8. 認定申請手続き(概要)	13
9. 認定申請料および認定登録料 *	14
10. 認定有効期限	14
11. 認定更新申請	14
12. 3年後の更新申請に必要な教育研修(予定) *	15
12.1 I群	15
12.2 II群	15
12.3 III～V群	15
13. 認定証及び認定バッジの交付	15
14. 認定保有者の所属施設および氏名の公開	15
15. 認定の停止・取消	15
16. 認定申請の流れ(予定) *	16

1. 本事業の主旨・めざすところ

「がん対策基本法（平成18年法律第98号）」で「がん医療に関する情報提供」「患者・家族に対する相談支援」の必要性が示されて以降、その体制整備が進められているところである。しかし、日進月歩で変化するがん医療の現場では、今まさに科学的根拠を集積している段階という領域も少なくなく、がん専門相談員には、「信頼性の高い」「安全な」情報を見極める力、また、その情報を用いて患者・家族がより良い意思決定や行動をとれるよう支援する力が求められている。

国立がん研究センターでは、本認定事業の実施（「認定がん専門相談員」の認定）を通して、確実にこれらの力の向上につながる学習や自己研鑽を行っている相談員を認定し、その質を保証する。相談者の気持ちに寄り添いつつ、科学的根拠に基づく情報の適切な活用を行う「情報支援（※）」が、すべての「認定がん専門相談員」によって行われることを目指す。

※情報支援とは

がん専門相談員の専門性である「情報支援」とは、傾聴や共感を含む心理的サポートを基盤に、相談者を全人的に理解、アセスメントし、信頼できる確かながん情報を、相談者のヘルスリテラシー（健康情報を入手し、理解し、評価し、活用するための知識、意欲、能力）に合わせて提供すること、その上で、対話を重ね、相談者主体の意思決定ができるよう支援することである。

「情報支援」を行うにあたっては、コミュニケーションスキル、対象者理解、他職種・他機関との連携を基本として、「1. 信頼できる医療情報を見極める力」、「2. 情報を理解、収集、整備する力」、「3. 相談者のニーズ・ヘルスリテラシーをアセスメントし、必要な情報を分かりやすく伝える力」、「4. 相談者自ら意思決定するプロセス全体を支援する力」が求められる。がん専門相談員が「情報支援」を行うには、相談員が自身のヘルスリテラシーを向上させることに加え、がん相談支援センターが組織として、ガイドライン等の信頼できる情報の収集、整備、他機関との円滑な関係構築ができるような体制整備、環境づくりをすることも重要である。

2. 本認定事業の背景・目的

国民や患者のがん情報に対する不足感を解消するための施策の一つとして「がん相談支援センター」が誕生してから約15年が経過した。この15年の間に、がん医療、またがん患者や家族を取り巻く情報環境は大きく変化している。「第4期がん対策推進基本計画」の中でも触れられているとおり、がんに関する情報の中には、科学的根拠に基づいていない情報が含まれていることがあり、国民が正しい情報を得ることが困難な場合もある。

全ての相談対応においては、傾聴、共感を含む心理的なサポートを基盤に、からだ・こころ・くらしの観点から対象者を全人的に理解、アセスメントし、相談者に必要で確かな情報提供を行うことが基本となるが、昨今のがん医療や情報環境では特に、確かな情報による支援を行うことの重要性が増している。そこで、国立がん研究センターでは、当センターが定める基準にそって、相談対応に必要とされる知識や情報を更新するための継続的な学習など自己研鑽に励んでいる相談員を「認定がん専門相談員」として認定する。

以下は「認定がん専門相談員」に求められている取り組みの一例である。

- がん専門相談員に必要とされる知識、技術の習得に寄与する研修・学会等の参加により、知識や情報の更新に努めること。
- 相談対応を録音した音声データを用いて、自身の相談対応の評価・改善策の検討を行うこと。また、評価結果を踏まえて、取り組むべき課題・目標を具体的に設定し、相談対応の改善に向けて継続的に取り組むこと。

がん情報はさらに複雑化・専門化していくことが考えられ、相談者主体の意思決定を支援するためには、相談員自身が情報支援の必要性に対する理解を深めるとともに、がん情報を常にアップデートしていくことが欠かせない。

そのため認定後も、最新のがん対策の動向やがん治療に関する知識・情報を学ぶEラーニング、またスキルアップ研修（情報支援研修）等の提供を通じて、継続的な学習機会の創出を支援する。

3. 認定申請資格 *

以下の条件すべてを満たす者を、認定申請資格を持つ者とする。

- 3-1.** 所属施設長による推薦が受けられること。また、がん相談支援業務に従事していることを所属施設長が証明していること。
※なお更新申請時の特例として、以下の場合には、業務従事状況に関する申請資格・認定要件を満たすものとする。
「認定がん専門相談員」の認定を取得した後、がん相談支援業務の現任者ではなくなったものの、がん患者を支援する機会を持ち続けている場合（がん相談支援センター以外の部署へ異動した場合等）
- 3-2.** 申請者自身、また所属施設が、患者・家族に対し、がん対策の方針に反する治療や活動を推奨するような行為を行っていないこと。
「がん対策の方針に反する治療や活動を推奨するような行為」とは、科学的根拠が明らかではない医療（治験を含めた臨床試験、先進医療の枠組みで実施されるものは除く）の推奨等を指す。
- 3-3.** 原則として、相談援助を主たる業務とする医療・福祉に関する資格（看護師、社会福祉士、公認心理師等の国家資格、臨床心理士等の認定資格）を有していること。
相談援助を主たる業務とする医療・福祉に関する資格を有していない場合は、相談対応場面において有資格者による助言・指導が得られる（必要に応じて、相談対応を引き継ぐ・交代することができるよう、有資格者が相談部門内に常駐している）体制にあること。

4. 認定要件 *

認定申請資格を持つ者が、以下の条件すべてを満たすと判断された場合に「認定がん専門相談員」として認定する。

4-1. 国際がん情報サービスグループ(ICISG)が示す“Core Values”および、“がん相談の10の原則”(※1)に準じた活動を基本姿勢とし、がん患者や家族等が持つ医療や療養等の課題に関して、所属施設の協力のもと、心理的サポートと信頼関係の構築を基盤とする全人的な相談支援を行っていること。

※1) “Core Values”の和訳は、[がん専門相談員のための学習の手引き\(第3版\)](#)のp6~9、“がん相談の10の原則”はp12~18を参照

4-2. 相談者に対し、科学的根拠とがん専門相談員の実践に基づく信頼できる情報提供を行うことにより、その人らしい生活や治療選択ができるよう支援を行っていること。

「科学的根拠とがん専門相談員の実践に基づく信頼できる情報」とは、がん専門相談員が情報収集・調査等を行い、提供することが適切と評価・確認された情報のことを指す。がん情報サービスの「一般の方向け情報の編集方針」(※3)に記載の内容も合わせて参照すること。

※3) がん情報サービスの「一般の方向け情報の編集方針」は、以下URLを参照

<https://ganjoho.jp/aboutus/plan/index.html>

4-3. がん相談支援センターが窓口となることが求められている以下の内容について、対応できるよう知識の習得や、センターの整備に取り組んでいること。

① がんの予防やがん検診に関する情報の提供

② がんの治療に関する一般的な情報の提供

ア がんの病態や標準的治療法

イ 自施設で対応可能ながん種や治療法等の診療機能及び、連携する医療機関

ウ アスベストによる肺がん及び中皮腫

エ HTLV-1関連疾患であるATL

オ セカンドオピニオンの提示が可能な医師や医療機関の紹介

カ 高齢者のがん治療

キ 患者の治療や意思決定

③ がんとの共生に関する情報の提供・相談支援

ア がん患者の療養生活

イ 就労(産業保健総合支援センターや職業安定所等との効果的な連携)

ウ 経済的支援

エ 小児がんの長期フォローアップ

オ アピアランスケアに関する相談

④ その他

ア 地域の医療機関におけるがん医療の連携協力体制の事例に関する情報収集・提供

イ 医療関係者と患者会等が共同で運営するサポートグループ活動や患者サロンの

定期開催等の患者活動に対する支援

ウ 相談支援に携わる者に対する教育と支援サービス向上に向けた取組

エ その他相談支援に関すること

以下に示す項目については自施設での提供が難しい場合には、適切な医療機関に紹介すること。

① がんゲノム医療に関する相談

② 希少がんに関する相談

③ AYA世代にあるがん患者に対する治療療養や就学、就労支援に関する相談

④ がん治療に伴う生殖機能への影響や、生殖機能の温存に関する相談

⑤ 障害のある患者への支援に関する相談

(令和4年9月22日付け厚生労働省健康局がん・疾病対策課事務連絡「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針に関するQ&Aについて」P2-3より引用)

- 4-4. 「がん診療連携拠点病院等の整備について(令和4年8月1日付け健発0801第16号厚生労働省健康局長通知)」に示されている連携協力体制構築への取り組みに、主体的に関わっていること。
以下、連携協力体制への取り組みの内容を例示する。なお、新たな整備指針が発出された場合には、新指針に示されている取り組みに対応できるようにすること。
ア 都道府県がん診療連携協議会やその下部組織（相談支援部会等）への主体的参画
イ 患者同士が交流できる場づくり、患者団体との連携体制構築
ウ がん相談支援センターの周知
エ 利用者からフィードバックを得る体制の整備、フィードバック内容の県内共有
オ がん教育
- 4-5. 認定申請に必要な教育研修 概要および詳細（後出）に定める教育研修を履修していること。
「[6. 認定申請に必要な教育研修](#)」を参照
- 4-6. 相談員として、必要とされる知識や情報を更新し、自己研鑽を図る意欲があること。

5. 認定申請書類一覧 *

2023年度認定申請手続きの際に必要な申請書類は以下のとおりとする。

No.	書類の名称	取得単位	備考
5.1 	様式1 現任証明 および推薦書		施設長（推薦者）印を押印済みの書類を提出。
5.2	I 群 証明書類		<ul style="list-style-type: none"> ● 新規申請 以下のいずれかの受講証書 1) 2022年度 継続研修認定取得コース 2) 2021年度 継続研修認定取得コース 3) 2023年度 基礎研修(1)(2)知識確認コース 4) 2022年度 基礎研修(1)(2)知識確認コース 5) 2021年度 基礎研修(1)(2)知識確認コース ● 更新申請 2023年度 認定がん専門相談員更新申請用 E ラーニング研修 2022年度 継続研修認定更新コース 2021年度 継続研修認定更新コース 以上計 3 年分の研修の受講証書
5.3	II 群 証明書類		<ul style="list-style-type: none"> ● 新規申請 基礎研修(3)の修了証書。 ※いずれの年度に開催された基礎研修(3)でも可 ● 更新申請 情報支援研修の修了証書 ※II群単位として認められる情報支援研修については「6.2.3 II 群該当となる情報支援研修」を参照
5.4	III 群 証明書類	3 単位	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規・更新申請 2021年1月～2023年12月末日（認定申請を行う年の12月末日から遡って過去3年）の間に開催された規定単位数（3 単位）のIII群該当研修の参加証明書類を提出。 研修ごとに証明書類をコピー（用紙サイズ：A4）すること。
5.5	IV 群 証明書類	2 単位	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規・更新申請 2021年1月～2023年12月末日（認定申請を行う年の12月末日から遡って過去3年）の間に開催された規定単位数（2 単位）のIV群参加証明書類を提出。 研修ごとに証明書類をコピー（用紙サイズ：A4）すること。
5.6	IV 群 プログラム	2 単位	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規・更新申請 IV群として登録した研修や学会の開催概要（主な学習内容、開催日時、スケジュール等）が分かる資料を提出。
5.7	IV 群 レポート	2 単位	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規・更新申請 IV群として登録した研修や学会での学び等を教育研修管理システム上で登録。
5.8	IV 群 その他資料 (該当者のみ)	2 単位	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規・更新申請 IV群研修や学会に講師・研究発表の筆頭者として参加した場合、自身が作成した講義資料、自身が筆頭者となっている研究発表の抄録を提出。
5.9	V 群 評価表	1 単位	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規・更新申請 2021年1月～2023年12月末日（認定申請を行う年の12月末日から遡って過去3年）の間に実施した規定単位数（1 単位）のV群証明書類を提出。 相談対応の改善につながるような具体的な改善策を記入済みの評価表を提出すること。
5.10	V 群 レポート	1 単位	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規・更新申請 事例の概要や相談支援改善に向けての重点課題等を教育研修管理システム上で登録。



: 所定の申請様式あり

6. 認定申請に必要な教育研修 *

認定申請に必要な教育研修は、以下の 5 領域 (I~V 群) から構成されるものとする。

6.1 I 群

6.1.1 I 群に該当する研修

がん対策研究所が教育研修管理システム上で提供する E ラーニング研修のうち、テストへの合格が終了条件とされている下記の研修コース

新規申請の場合 (以下のいずれか)	更新申請の場合
基礎研修 (1) (2) 知識確認コース	継続研修認定更新コース および 認定がん専門相談員更新申請用 E ラーニング研修 (認定保有期間中に開講された計 3 年分の受講が必要)
継続研修認定取得コース	

6.1.2 I 群に該当しない研修

「認定がん専門相談員」として、一定の質を担保する必要があることから、教育研修管理システム上でのテスト合格を要する研修コースのみを I 群として位置づけている。

2012 年度以前に開催された集合形式での「基礎研修 (1)」「基礎研修 (2)」、2015 年度より E ラーニングで実施されている「基礎研修 (1) (2) 研修修了コース」は、テストへの合格が終了条件とされておらず、**新規申請、更新申請ともに I 群の単位としては認められていない。**

6.1.3 申請に必要な I 群証明書類

受講終了後に教育研修管理システム上で発行される受講証書のコピーを I 群証明書類とする。

申請年度	新規申請の場合	更新申請の場合
2023 年度	2021、2022、2023 年度、いずれか (認定申請を行う年度から遡って過去 3 年) に開講された 「基礎研修 (1) (2) 知識確認コース」 または「継続研修認定取得コース」	1) 2023 年度 認定がん専門相談員更新申請用 E ラーニング研修 2) 2022 年度 継続研修認定更新コース 3) 2021 年度 継続研修認定更新コース 以上計 3 年分の研修の受講証書
		やむを得ない事情により上記 3 年分の研修を受講できなかった場合、「2023 年度 基礎研修 (1) (2) 知識確認コース」にご自身で申込 (有料) をされ、修了された場合には更新申請を行うことができる。

6.1.4 今後の I 群要件変更について

経過措置期間を経て、2025 年度申請 (2026 年 4 月認定) 以降は、認定申請を行う年に開講された「基礎研修 (1) (2) 知識確認コース」を修了していることが I 群の要件 (新規・更新共通) となります。

(やむを得ない事情がある場合、直近 3 年以内に開講された「基礎研修 (1) (2) 知識確認コース」と理由書提出でも可とする例外規則が設けられる予定)

6.2 II 群

6.2.1 II 群に該当する研修

がん対策研究所により提供されている下記研修を II 群該当研修とする。

新規申請の場合	更新申請の場合
基礎研修 (3)	情報支援研修

6.2.2 【新規申請】基礎研修 (3) について

1) 受講年度

いずれの年度に開催された基礎研修 (3) でも新規申請の II 群単位として登録ができる。

2) 申請に必要な II 群証明書類

受講終了後に主催者より交付される修了証書のコピーを II 群証明書類とする。

申請年度	II 群証明書類として効力を有する受講証明書類
2023 年度	基礎研修 (3) の修了証書

3) III 群との重複登録不可

受講者として基礎研修 (3) に参加した場合、その実績を III 群単位数として登録することはできない。

講師・ファシリテーター等、研修企画運営者として基礎研修 (3) に参加した場合に限り、その実績を III 群単位として登録することができる。

6.2.3 【更新申請】情報支援研修について

1) II 群該当となる情報支援研修

研修名	開催年度	2023 年度開催予定
相談員指導研修 (後期日程)	2019 年度以降開催分	2023/9/28～29
相談員指導者等スキルアップ研修 ～情報から始まるがん相談支援～	2016 年度以降開催分	2023/10/3～4
相談員指導者等スキルアップ研修 ～情報支援・相談対応モニタリング研修～	2019～2022 年度開催分のみ	なし
厚労科研高山班主催 情報から始まるがん相談支援研修	2021 年度開催分のみ	なし

2) II 群該当とならない情報支援研修

2016 年度に開講された「指導者等スキルアップ研修～情報から始まるがん相談支援～」および、各県・各ブロックで開催された情報支援をテーマとした研修 (2022 年度より実施する講師派遣事業での地域開催も含む) は、研修日数が異なり、II 群該当研修として認められていないため注意すること。

3) 申請に必要な II 群証明書類

受講者として情報支援研修に参加した場合、受講終了後に主催者より交付される修了証書のコピーを II 群証明書類とする。

講師・ファシリテーター等、研修企画運営者として情報支援研修に参加した場合、主催者より交付される依頼状のコピーを II 群証明書類とする。

認定申請年度	II 群証明書類として効力を有する受講証明書類
2023 年度	II 群該当となる情報支援研修の修了証書

4) III 群との重複登録可

情報支援研修に関しては、II 群とともに III 群単位数としても登録できることとする。

5) 経過措置

3 年間 (2019～2021 年) の移行期間は終了しているため、情報支援研修の修了が必須要件であることに注意すること。

6.3 III群

6.3.1 III群に該当する研修

[国立がん研究センターのウェブサイト](#)上で公開されている「[III群該当研修リスト](#)」に掲載されている研修をIII群該当研修とする。各都道府県のがん相談員研修連絡担当者（主に都道府県がん診療連携拠点病院のがん相談支援センター実務者で指導者研修を修了された方）より提出されたIII群登録申請をもとに、以下の要件を満たすと判断された研修が「III群該当研修リスト」に掲載される。

III群該当要件

- 1) 主催者
がん対策研究所、都道府県がん診療連携拠点病院、都道府県およびそれに準じる機関（地域統括相談支援センター等）、都道府県がん診療連携協議会およびそれに準じる機関（相談支援に関する部会等）、小児がん拠点病院のいずれかが主催した研修であること。
- 2) 対象
がん相談支援業務に携わる相談員を主な対象とした研修であること。
- 3) 内容・形式
がん相談支援業務に携わる相談員を主な対象と想定して企画立案された研修内容で、研修目的や学習目標が具体的に設定されている研修であること。開催形式（集合形式かオンライン形式か、講義型か講義と演習を交えた複合型か等）は問わない。
- 4) 研修開催日
原則、研修開催日が含まれる月の前々月の末日までにIII群登録申請書が提出された研修であること。
例) 10月中に開催する研修の場合、8月末日までに提出されていること
- 5) 実質受講時間数
前後に付随する会議や交流会、休憩時間を除いた実質的な研修受講時間数が2時間以上の研修であること。
- 6) 受講証明
がん対策研究所が定める指定項目および交付基準に則って受講証明書類（受講証・修了証等）が交付される研修であること。

6.3.2 III群単位数

- 1) 認定申請に必要なIII群単位数は、3単位とする。
- 2) 各III群該当研修の単位数は「III群該当研修リスト」に記載のとおりとする。

6.3.3 申請に必要なIII群証明書類

- 1) 受講者としてIII群該当研修に参加した場合、受講終了後に主催者より交付される受講証明書類（受講証・修了証等）のコピーをIII群証明書類とする。
- 2) 講師・ファシリテーター等、研修企画運営者としてIII群該当研修に参加した場合、主催者より交付される依頼状のコピーをIII群証明書類とする。
- 3) 認定申請を行う年の12月末日から遡って過去3年の間に開催された研修の証明書類（受講証・修了証・依頼状等）が、III群証明書類として有効とする。

認定申請年度	III群証明書類として効力を有する受講証明書類
2023年度	2021年1月～2023年12月末日までに開催されたIII群該当研修の受講証明書類

6.4 IV 群

6.4.1 IV 群に該当する研修

以下の条件全てを満たす研修や学術集会に参加した場合に、IV 群の単位として申請することができる。

なお、研修や学術集会の主催者・対象に関する条件は特に設けていない。形式については、集合形式（講義・演習等）のほか、Eラーニングによる学習等も含めることができることとする。

IV群該当要件

- 1) 他群非該当
I～III 群や V 群に該当しない研修や学術集会であること。特に、「III 群該当研修リスト」に掲載済みの研修を、IV 群の単位として申請することはできないため注意すること。
- 2) 内容
がん専門相談員に必要なとされる知識、技術の習得に寄与する研修や学術集会であること。申請書類（プログラム・レポート）をもとに審査を行う。IV 群レポート審査で承認されたもののみ正式に IV 群の単位として認められる。
- 3) 研修開催日
認定申請を行う年の 12 月末日から遡って過去 3 年の間に開催された研修や学術集会であること。
- 4) 実質受講時間数
前後に付随する会議や交流会、休憩時間を除いた実質的な研修受講時間数が 2 時間以上の研修や学術集会であること。**2 時間に満たないものは申請の対象外とする。**
- 5) 参加証明
参加証明書類（「参加証」「受講証」「修了証」等）が発行される研修や学術集会であること。

※参考）IV群に該当する教育研修の例

A がん専門相談員の多くが所属する職能団体と関連団体により研修、学術集会など 例) 社会福祉士、看護師・保健師、臨床心理士の職能団体・関連団体による研修、学術集会など 日本医療ソーシャルワーカー協会、日本看護協会、日本臨床心理士会、日本臨床心理士資格認定協会、各都道府県の医療ソーシャルワーカー協会・看護協会・臨床心理士会による研修、学術集会など
B がん・保健・医療・福祉に関連する領域の学会などによる研修、学術集会など 例) がん相談研究会、日本医療社会事業学会、日本保健医療社会福祉学会、日本カウンセリング学会、日本がん看護学会、日本癌治療学会、日本緩和医療学会、日本在宅ケア学会、日本心理臨床学会 などによる研修、学術集会など
C 都道府県がん診療連携協議会、がん診療連携拠点病院が主催する医療従事者向け研修など 例) 緩和ケア研修会、がん看護研修会、がん薬物療法研修会 など
D 公的機関、各種団体、医療機関などによる医療従事者向け研修など 例) 都道府県、自治体、国の機関(国立保健医療科学院など)、各種団体・法人、医療機関などによる研修など
E その他 A～D に該当しない教育研修 例) 個人による海外医療機関などでの研修 など

6.4.2 IV 群単位数

- 1) 認定申請に必要な IV 群単位数は、2 単位とする。
- 2) **2 時間以上の研修や学術集会において発行された証明書類**（「参加証」「受講証」「修了証」「依頼状」等）**1 枚につき 1 単位**とする。（研修日程が複数日にわたる場合でも、同一研修であれば 1 単位となる）

6.4.3 申請に必要な IV 群証明書類

- 1) 受講者として IV 群該当研修に参加した場合、主催者より交付される参加証明書類（参加証・受講証・修了証等）のコピーを IV 群証明書類とする。
「本人氏名・主催者名・研修名・開催日程」が記載された証明書類を提出すること。
特に、本人氏名が確認できないものは証明書類として認められないので注意すること。なお、一枚の証明書類の中に上記全ての項目が含まれていない場合でも、別途資料添付により情報の補完が可能と判断される場合には問題ないものとする。
- 2) 講師・ファシリテーター等、研修企画運営者として IV 群該当研修に参加した場合、主催者より交付される依頼状のコピーを IV 群証明書類とする。

「本人氏名・主催者名・研修名・開催日程」が記載された証明書類を提出すること。

- 3) 認定申請を行う年の 12 月末日から遡って過去 3 年の間に開催された研修の証明書類（参加証・受講証・修了証・依頼状等）が、IV 群証明書類として有効とする。

申請年度	IV 群証明書類として効力を有する参加証明書類
2023 年度	2021 年 1 月～2023 年 12 月末日までに開催された IV 群該当研修の参加証明書類

6.4.4 IV 群審査

- 1) IV 群関連の申請書類として、下記 3 点が原則必要となる。
 - A) レポート（教育研修管理システム上での IV 群レポート項目の入力）
 - B) 証明書類（参加証・受講証・修了証・依頼状等）
 - C) プログラム（主な学習内容、開催日時、スケジュール等の開催概要が分かる資料）
- 2) IV 群該当研修に講師や演者として参加しており、かつ自身が作成した講義資料や研究発表の抄録（筆頭者に限る）がある場合には、上記提出資料 3 点のうちレポートを、講義資料や抄録に代えることができる。
- 3) 教育研修管理システム上では、以下のレポート項目が設定されている。（現時点での予定項目）
各レポート項目について、指定の文字数の範囲内で、具体的に記載すること。
 - A) 参加動機・背景（日頃の問題意識、何を学びたいと思って参加したのか）[50 字以上 150 字未満]
 - B) 研修を通して得られた学び（知識・情報・視点・考えたこと等）[150 字以上 250 字未満]
 - C) 自身のがん相談支援業務（患者理解や支援、ネットワーク構築等）における、研修で得られた学びの活用状況（計画でも可）[150 字以上 250 字未満]
- 4) レポート審査は以下の基準をもとに行う。審査で承認されたもののみ正式に IV 群単位として認められる。
 - A) 研修で得られた学びや、自身のがん相談支援業務での活用状況について**具体的に**記載されていること。（記載内容が具体性に欠ける場合には、レポートの再提出を求める）
 - B) 教育研修管理システム上で登録した「申請資格申告」の内容との間に矛盾がないこと。（明らかに相反する記載がないこと）
 - C) 指定の文字数の範囲内で記載されていること。

6.5 V 群

6.5.1 V 群に該当する取り組み

- 1) 自己の相談対応を録音し、「がん相談対応評価表（別紙 1）」（以下、「評価表」）を用いてその相談対応を評価すると共に、改善策の検討を行った実績を、V 群の単位として申請することができる。
- 2) 患者や家族からの実際の相談を録音することが難しい場合、他のスタッフ（施設外でも可）の協力を得て実施した模擬相談でもよいこととする。
- 3) 逐語録の作成や部門内モニタリング（録音した音声・逐語録・評価表を使い、部門内の複数名で相談対応を評価する取り組み）の実施は任意とする。
- 4) 部門内モニタリング等他者による評価を受ける場合でも、必ず一度は自分自身で、録音した音声を聞き、評価表を用いて自己評価を行うこと。
- 5) V 群の実施にあたっては、評価表の使い方を学ぶことができる研修を受講していることが望ましい。

※参考）評価表の使い方を学ぶことができる研修

- 相談員指導者等スキルアップ研修～相談対応の QA を学ぶ～
- 各都道府県において開催された「相談対応の QA を学ぶ」研修

- 6) 「認定がん相談支援センター」として「国立がん研究センターコールモニタリング」を受け、その中で自身が模擬相談に対応している場合には、当該相談を V 群の単位として申請することができる。

6.5.2 V 群単位数

- 1) 認定申請に必要な V 群単位数は、1 単位とする。
- 2) 自己の相談対応 1 事例の評価につき 1 単位とする。

6.5.3 申請に必要な V 群証明書類

- 1) 相談対応の改善につながるような**具体的な改善策**（改善すべき点がない場合は、良かった点・継続していくとよい点）を**記入済みの評価表**の提出をもって V 群証明書類とする。
- 2) 自己の相談対応を評価し、改善活動に取り組むことを奨励する観点から V 群が設けられている。提出された V 群証明書類ではその目的を達することが難しい（相談対応の改善につながるような具体的な改善策の記載が乏しい等）と認定審査において判断された場合には、**改善策についての再検討および V 群証明書類の再提出を求める場合がある。**
- 3) 部門内モニタリング等他者による評価を受けている場合、提出する評価表は他者が作成した評価表でも構わないが、**自身で気付いた改善点も追記したうえで提出すること。なお、認定がん相談支援センターで、部門内モニタリングの結果を報告様式にまとめている場合には、「個人で作成した評価表」「部門内モニタリング報告様式」いずれの提出でもよいこととする。**
- 4) 評価対象事例として、患者や家族から実際に受けた相談を利用する場合には、提出する評価表に、個人を識別できる情報が含まれていないことを十分に確認すること。
- 5) 認定申請を行う年の 12 月末日から遡って過去 3 年の間に実施した自己の相談対応評価が、V 群証明書類として有効となる。

認定申請年度	V 群証明書類として効力を有する証明書類
2023 年度	2021 年 1 月～2023 年 12 月末日までに実施した自己の相談対応評価の記録（自己評価記入済みの評価表）

6.5.4 V 群審査

- 1) V 群関連の申請書類として、下記 2 点が原則必要となる。
 - A) レポート（教育研修管理システム上での V 群レポート項目の入力）
 - B) 証明書類（評価表）
- 2) 教育研修管理システム上では、以下のレポート項目が設定されている。（現時点での予定項目）

各レポート項目について、指定の文字数の範囲内で、具体的に記載すること。

- A) 事例概要 (評価した相談対応事例の概要) [150 字以上 250 字未満]
 - B) 相談対応改善に向けての重点課題 (評価結果をふまえ、今後、継続的に取り組んでいこうと考えていること等) [150 字以上 250 字未満]
- 3) レポート審査は以下の基準をもとに行う。審査で承認されたもののみ正式に V 群単位として認められる。
- A) 相談対応改善に向けての重点課題が具体的に記載されていること。
(記載内容が具体性に欠ける場合には、レポートの再提出を求める)
 - B) 指定の文字数の範囲内で記載されていること。

7. 認定申請受付期間 *

申請受付期間は以下のとおりとする。

- ◆ 受付開始：2023 年 11 月 20 日（月）
- ◆ 受付締切：2023 年 12 月 8 日（金） ※申請書類については当日消印有効
- ◆

8. 認定申請手続き（概要）

以下の手順にそって申請手続きを行うこと。

手順 1

- 8.1 国立がん研究センター教育研修管理システム（<https://learning.ganjoho.jp/rpv/>）にて、「認定がん専門相談員認定申請用コース」に申し込み、認定申請料支払い手続きを行う。
- 8.2 認定申請用コースに設けられている各単元（基本情報登録、申請資格申告、研修受講申告等）の設問に回答する。

手順 2

- 8.3 申請様式の EXCEL ファイル（様式 1：現任証明および推薦書）に必要な事項を入力し、印刷、施設長（推薦者）印を押印する。
- 8.4 教育研修管理システム上で申告した研修や相談対応評価の実績が証明できる書類を準備する。（I～V 群証明書類、IV 群はプログラムなど開催概要の分かる資料も必要）
- 8.5 全ての書類を同封し、下記宛先へ郵送する。

〒181-0013
東京都三鷹市下連雀 3-35-1 ネオ・シティ三鷹
オスカー・ジャパン株式会社 内
認定がん専門相談員 事務局

注意事項

- 送付資料は、A4 版、片面印刷とすること。
- 複数枚の資料をまとめる必要がある場合にはクリップを使用すること。（ホチキスは使用しないこと）
- 審査対象外の書類は添付しないこと。
- 書類到着確認が必要な場合は、配達記録や書留を利用すること。
- 提出された書類は理由の如何を問わず返却しないため、証明書類（参加証、受講証、修了証、依頼状等）の原本を送付しないよう注意すること。

参考

- 詳細な申請手順については 2023 年 10 月末までを目途に国立がん研究センター公式ホームページ上に掲載する。
- 概ね昨年度（2022 年度）と同様の形式での募集を予定している。前もって詳細を把握したい場合は下記参照。
〈参考〉2023 年度申請手順資料（申請区分：新規・更新共通）
https://www.ncc.go.jp/jp/icc/cancer-info/project/certification/nintei_in/03_CCIS_tejyun_2023v1.pdf

9. 認定申請料および認定登録料 *

認定申請を行う者は、教育研修管理システム上の認定申請書類提出コースに申し込みを行う段階で、認定申請料の払込手続きを行うこと。

認定審査の結果、認定を受けた者は、別途案内される認定登録料の払込手続きを行うこと。

この認定登録料の払込が確認されたことをもって、正式な認定とし、**2024年度から2026年度まで計3年分の「基礎研修(1)(2)知識確認コース」の申込手続きと受講料支払い手続きが不要となる。**

なお、上記費用は認定登録料として受領する。個別の要望(例：1年後に退職するので認定登録料の支払いを無しにしてほしい等)には対応していない。

9.1 金額(税抜き)

- 1) 認定申請料：税抜き 5,000 円＋消費税
- 2) 認定登録料：税抜き 15,000 円＋消費税

9.2 払込手続きに関する注意事項

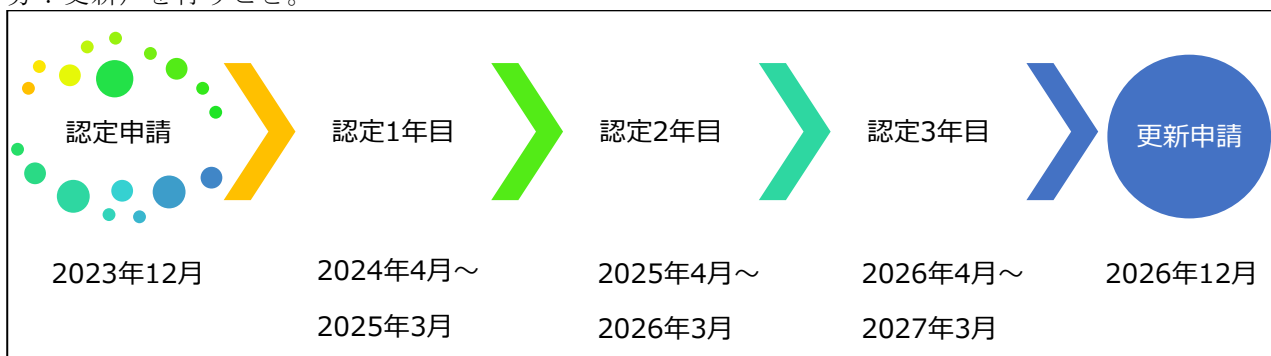
- 1) 「クレジットカード払い」と「銀行振込(バーチャル口座への振り込み)」いずれかの支払方法を選択可能。一度、支払方法を選択した後は変更ができないため、必要に応じて所属施設に確認をとり、支払方法を選択すること。
- 2) 「クレジットカード払い」の場合、請求書は発行されないため、請求書の発行を希望する場合は、「銀行振込(バーチャル口座)」を選択すること。領収書の発行はいずれの支払方法でも可能。
- 3) 「銀行振込(バーチャル口座)」を選択した場合、請求書が発行される。**請求書に記載の振込先は各申請者のログイン ID と紐づいており、振込先は申請者ごとに異なる。施設ごとでの振り込みには対応できず、振り込みをされても詳細の確認ができないため、必ず指定された方法で振り込みを行うこと。**また、振り込み完了後は、請求書のダウンロードができなくなるため、必要な場合は事前に印刷・保存すること。
- 4) 請求書・領収書の宛名は申請者個人名で印字する。これ以外の施設名宛等には対応していないため、必要がある場合は各施設内にて事務処理対応を行うこと。
- 5) 認定申請料の入金が確認できた段階で認定審査の対象とする。指定の期日までに手続きが完了しない場合、申し込みをキャンセルしたものと見なす。また、認定審査にかかる事務局業務が発生して以降の認定申請料の返金はいかなる理由があっても行わない。
- 6) 認定審査の結果、「認定がん専門相談員」として認定された者には、認定審査結果通知と併せて認定登録料の請求について案内する。
- 7) 認定登録料の入金が確認できた段階で、正式に「認定がん専門相談員」として認定されたものとみなす。指定の期日までに手続きが完了しない場合、認定を辞退したものとみなす。また、認定登録料の返金はいかなる理由があっても行わない。

10. 認定有効期限

認定の有効期限は、認定を受けてから 3 年間(2024 年 4 月～2027 年 3 月)とする。

11. 認定更新申請

認定の更新を希望する者は、認定の有効期限を迎える年度の認定申請受付期間中に、認定申請(申請区分：更新)を行うこと。



12. 3年後の更新申請に必要な教育研修（予定） *

2026年度に更新申請を行う場合に必要となる教育研修（予定）は、以下のとおりとする。

12.1 I群

2026年度基礎研修（1）（2）知識確認コースの修了

！注意！

経過措置期間を経て、2025年度申請（2026年4月認定）以降は、認定申請を行う年に開講された「基礎研修（1）（2）知識確認コース」を修了していることがI群の要件（新規・更新共通）となります。

（やむを得ない事情がある場合、直近3年以内に開講された「基礎研修(1)(2)知識確認コース」と理由書提出でも可とする例外規則が設けられる予定）

12.2 II群

情報支援研修の修了

！注意！

II群単位として認められる情報支援研修の詳細（開催年度等）については、「6.認定申請に必要な教育研修 詳細」を確認ください。

12.3 III～V群

III群3単位＋IV群2単位＋V群1単位

！注意！

2024年1月～2026年12月末日（認定申請を行う年の12月末日から遡って過去3年）の間に開催された研修・学会、相談対応評価の実績を単位として登録することができます。

（2023年12月以前のは単位として認められません。）

13. 認定証及び認定バッジの交付

認定者には、認定証と認定バッジを交付する。認定3年目に更新申請を行わず、認定有効期限を迎えた場合、その後は「認定がん専門相談員」の名称を用いないこと。

単位数不足等の理由により、認定3年目に更新申請を行うことができなかった場合も、同様の対応とする。（翌年度以降の募集要項で求められている更新申請に必要な教育研修を満たし、更新申請を行い認定された場合は、再度認定証を発行する）

なお、認定証・認定バッジの紛失、破損等に伴う再交付は有料（送料込み1,100円）とする。

14. 認定保有者の所属施設および氏名の公開

がん相談支援センターの利用者に資すること、並びに相談対応の質向上に向けて継続的な学習・自己研鑽に努めている相談員やそのための組織体制を整えている施設に対する認知・評価向上を図るため、認定保有者の所属施設および氏名を国立がん研究センター公式ウェブサイト上で公開する。

15. 認定の停止・取消

認定後、「認定がん専門相談員」の申請資格および認定要件を満たしていない等、「認定がん専門相談員」として質の保たれたサービスの提供が困難であると考えられる場合、また推薦者や指導責任者がその責務を果たしていないと考えられる場合には、認定委員会での協議の上、認定の停止または取消の措置をとる場合がある。

また、認定保有者の所属施設のホームページ等において、認定保有者個人の有する資格（相談員研修受講歴や認定がん専門相談員認定取得状況等）に関する情報を、がん対策基本法の理念に反する治療や活動を推進する目的で利用していると捉えられる記載が確認された場合には、当該施設に対し警告を行い、記載の削除を要請する。要請に応じない場合には、経緯と共に当該施設の施設名を公表する場合がある。

16. 認定申請の流れ (予定) *

2023年11月下旬 ～12月中旬	認定申請受付期間、認定申請料の払い込み (IV群、V群以外の書類審査実施、不備がある場合メールにて通知)
2024年1月	IV群、V群審査実施、不備がある場合メールにて通知
2024年2月中旬	認定委員会にて審査
2024年2月下旬～3月上旬	認定審査結果通知、認定登録料支払いに関する案内
2024年3月末頃まで	認定登録料の払い込み、認定登録料入金確認、認定証送付
2024年4月	認定開始日
2024年6月～10月	2024年度基礎研修 (1) (2) 知識確認コース 受講 (推奨)
2025年6月～10月	2025年度基礎研修 (1) (2) 知識確認コース 受講 (推奨)
2026年6月～10月	2026年度基礎研修 (1) (2) 知識確認コース 受講 (必須)
2026年12月	認定申請受付期間
2027年3月31日	認定終了日
2027年4月1日	認定開始日 (認定更新された場合)



※2027年度更新申請する場合は、
2024年1月～2026年12月の間に III群 3単位+IV群 2単位+V群 1単位の取得が必要。
 また、2024年度と2025年度の「基礎研修 (1) (2) 知識確認コース」は、更新申請上の必須要件ではなくなるが、新規公開科目のみ確認する等、知識・情報の随時更新を推奨する。